

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和3年5月3日 10時56分ごろ
発生場所	三重県松阪市松阪港東方沖 松阪港東防波堤灯台から真方位084° 8.1海里付近 （概位 北緯34° 37.8′ 東経136° 43.4′）
インシデントの概要	プレジャーボートマルト丸は、航行中、燃料を消費して船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年5月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート マルト丸、5トン未満（5.38m） 240-21328愛知、株式会社高橋組 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力36.8kW、回転数毎分 6,200、3気筒、ボア71mm、使用燃料ガソリン、昭和63年3 月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波高約0.5m、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、25ℓ容量の燃料タンクに20ℓの燃料を搭載してマリーナを出航し、釣りを行った後、同マリーナに向けて帰航中、燃料を消費して船外機が停止した。 船長は、118番通報を行い、来援した巡視艇から燃料を補給された後、自力航行してマリーナに帰航した。 船長は、本インシデント時、小型船舶免許取得後初めて船長として本船を操船する際、以前同じマリーナから本船に同乗して航程が半分程度の釣り場を往復し、約半分の燃料が残っていた記憶があったので、燃料が20ℓもあれば航行に支障はないと思っており、航続距離を知らずに出航した。
分析	本船は、船長が、小型船舶免許取得後に初めて操船する際、燃料が20ℓもあれば航行に支障はないと思い、航続距離を知らずに航行したことから、燃料を消費して船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、小型船舶免許取得後に本船を初めて操船する際、燃料が20ℓもあれば航行に支障はないと思い、航続距離

	<p>を知らずに航行したため、燃料を消費して船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、出航前、搭載燃料に対する航続距離を正確に把握した上、安全な航海計画を立てること。・ 小型船舶は、基本的に燃料を満タンにして出航することが望ましい。